

議案第 87 号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 9 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため提案するものであります。